

表1-6 育児休暇制度

フランス	<p>○ 養育休暇</p> <p>3歳未満の子どもを持つ親が取得できる。1～3年間休職するか、パートタイム労働に移行できる。休暇中は第一子が生まれた場合には最長6カ月、子どもが2人以上いる場合には対象となる子どもが3歳になる前の月まで賃金補助が支給される。</p>
ドイツ	<p>○ 両親休暇</p> <p>3歳未満の子どもを持つ親が取得できる。両親合わせて最長3年間、休暇を取得するか、パートタイム労働に移行することができる。休暇中、子どもが満2歳になるまでは育児手当が支給される。</p>
イタリア	<p>○ 両親休暇</p> <p>子どもが満8歳になるまでの間、両親合わせて10カ月取得できる。休暇中は賃金の30%が全国社会保障機関から支給される。</p>
オランダ	<p>○ 育児休暇</p> <p>子どもが満8歳になるまでの間、合計6カ月間に週労働時間の半分を休暇として取得できる。フルタイムで取得する場合は最大13週間取得できる。民間の労働者は労働協約に特別の定めがない限り無給である。公的部門の労働者は賃金の75%まで支給される。</p>
ノルウェー	<p>○ 育児休暇</p> <p>3歳未満の子どもを持つ親が取得できる（最初の1年は両親が分割して取得し、残り2年は父親と母親が1年ずつ取得する）。休暇中は出産休暇（産前3週間と産後6週間）及びパパ・クォータの4週間を含む42週間まで国民保険より休暇前賃金相当額が支給される（52週間の80%支給も可能）。</p> <p>○ パパ・クォータ</p> <p>母親の出産休暇後から子どもが満1歳になるまでの間の最長4週間。休暇中は国民保険より、出産前の母親の就業割合に応じた賃金相当額が支給される。利用しない場合、出産・育児休暇手当の支給期間（合計52週間又は42週間）がその分短縮される。</p>

② 保育サービス

少子化の進行しているドイツ、イタリアでは集団託児施設の整備が遅れている。

フランスでは、1990年代以降託児施設の整備に取り組む一方、認定保育ママ（自宅か乳幼児の自宅で保育サービスを行う者）の拡充に取り組んだ結果、現在は認定保育ママが保

育サービスの主流となっている。

ノルウェーでは集団託児施設の整備が比較的進んでいて、対象乳幼児の66%が保育施設を利用しており、乳幼児の施設利用が一般的になっている。

表 1-7 乳幼児向け集団託児施設

フランス	<p>託児所は3歳未満の乳幼児を対象とする。</p> <p>1997年に行われた調査では、3歳未満の乳幼児の9.5%が託児所に預けられている。</p> <p>1998年の集団託児所の受入能力は13万8,400人であるが、政府は2001年から2004年までにさらに25万人増加させる予定である。</p>
ドイツ	<p>保育所は0～3歳までの乳幼児を対象とする。</p> <p>保育所の整備は旧西独地域を中心に遅れている。ノストライン・ヴェストファーレン州における保育所の利用者の割合は2001年で2.3%である。</p> <p>政府は2005年から保育施設整備費として各自治体に15億ユーロの補助金を給付する予定。保育所及び学童保育所のカバー率を20%に引き上げることを目標としている。</p>
イタリア	<p>保育所は3歳未満の乳幼児を対象とする。</p> <p>2003年の保育所数は3,008か所である。保育所の定員数は3歳未満の乳幼児数の約6%であり、整備が遅れている。</p>
オランダ	<p>保育所は0～4歳の乳幼児を対象とする。</p> <p>2001年では対象となる乳幼児の22.5%が利用している。</p>
ノルウェー	<p>保育施設は0～5歳の乳幼児を対象とする。</p> <p>2002年では対象となる1～5歳児の66%が利用している。</p>

③ 多様な働き方を実現するための取組み

オランダではワークシェアリングの推進もあり、女性のパートタイム労働が積極的に受け入れられ、結婚、出産後も働く女性が大幅に増加している。全世帯に占める共働き世帯の割合は36%（1990年）から51%（2002年）まで増加している。

また、女性が子どもを持つとパートタイム労働者の割合が大きく上昇しており、女性がフルタイム労働からパートタイム労働にシフトすることによって子育てとの両立を図ろうとしているという状況が伺える。

表 1-8 オランダにおける女性労働者の就業形態別割合

(%)

	就業率		
		フルタイム労働者の割合	パートタイム労働者の割合
計	70.9	31.3	39.6
子ども無し	75.3	46.5	28.8
子ども1人	69.9	19.2	50.7
子ども2人以上	63.3	11.0	52.3

資料出所 経済協力開発機構 “Employment Outlook 2002”

(3) 調査対象国における制度改革

調査対象国では1970年代以降少子化が進行した。今後、少子化が一層進行することも予想されることから、最近では少子化に関連して以下のような施策が既に講じられ、あるいは導入が検討されている。

表 1-9 最近の少子化関連施策の動き

フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 託児所の増設のため「施設拡充のための乳幼児特別金庫」(FIPE)を創設(2001年) ○ 養育手当等既存の手当を統合・整理し、「乳幼児迎え入れ手当」(PAJE)を導入(2004年)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当と児童扶養控除を統合した一元化・選択的仕組を創設(1995年) ○ 育児手当法を改正(2001年)
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2子以降の出産に対する一時金支給制度を創設(2003年) ○ 保育所を整備する事業主に対する助成開始(2003年)
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本保育対策法(Wet Basisvoorziening Kinderopvang)制定に向けて審議開始(2004年)
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 父親の育児参加の促進に向けたパパ・クォータ利用時の手当算出方法の見直し(実施時期未定)

(4) まとめ

以上、調査対象国の次世代育成支援制度をみてきた。いずれの国においても、経済的支援、休暇制度、保育サービス等について一定の施策が講じられているが、国によって取組状況は異なっている。

まず、ドイツでは、経済的支援は比較的手厚く、休暇制度も整備されているものの、保育所の整備はイタリア同様遅れている。前述したとおり、両国では母親の就労に関する理想と現実が乖離し、子育てと仕事の両立が困難な状況にあることが伺われるが、保育所整備の遅れも両立を困難にする要因の一つと考えられる。これらの国では乳幼児向けの集団託児施設の整備が急務となっている。こうしたことから、例えばイタリア政府は、職場内に保育所を設置する事業主に対する助成制度を新たに創設している。

フランスでは、経済的支援制度や休暇制度は整備されている。また、保育所の整備は十分に進んでいるとはいえないが、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助制度を導入する等した結果、認定保育ママの受入能力も大幅に拡大し、現在は保育サービスの主流となっている。さらに、近年は保育所の受入能力の拡充にも努めている。こうした取組みにより、仕事を続けながら子どもを育てる環境が整備されてきている。

ノルウェーでは、次世代育成支援策が全般的に充実している。手当を伴う各種休暇制度が整備され、仕事を持つ母親の育児が容易になっているばかりでなく、父親の育児参加も進んでおり、パパ・クォータ制による休暇の取得率は9割程度に達している。また、集団託児施設の整備も進んでおり、乳幼児の施設利用が一般的になっている。

オランダでは、育児休暇の取得可能な期間は比較的短いものの、ワークシェアリングの推進もあり、女性のパートタイム労働が積極的に受け入れられ、育児をしながら働くことが容易になっていると考えられる。

このように、フランス、オランダ及びノルウェーにおいては、仕事と子育ての両立が可能となるような環境整備が進んでいると評価することができる。これら3カ国の合計特殊出生率が比較的高い水準にあることは、子どもを出産しても女性が働き続けられる環境を整備することの重要性を示唆するものといえよう。

4. 今後の課題

各国で少子化が進むに伴い、経済成長を支える労働力の確保や健全な社会保障制度の維持など、若年者人口の減少が社会に及ぼす影響に対する関心が高まりつつある。労働力確保等の観点からは一定の若年者人口を確保することが不可欠である。しかしながら現在では、今回の調査対象国を含む多くの国において、結婚や出産は個人的な問題と幅広く認識されている。このため、政府が結婚や出生の促進自体を目的として施策を講じることは希である。本報告では調

査対象国ごとに出生に影響を及ぼす施策を紹介しているが、子どもを持つ家庭や個人の負担を軽減することを目的として講じられていることがほとんどである。

こうした中で、少子化が進展しているイタリアで政府が第2子以降の子を出産した母親に対する一時金制度の導入に踏み切るなど、少子化の克服に向けて政府が出生の促進自体を目的として施策を講じるケースも見られつつある。少子化に直面した国が、その国の実情を踏まえ、結婚や出生という個人的な問題にどのような政策手段を組み合わせるのか、今後の取組みが注目される。

各 国 比 較 表

1 育児に対する経済的支援

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
児童手当等	<p>【家族手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 社会保障法典 ・管理運営主体 家族給付全国金庫(CNAF) ・財源 主に企業の拠出金 ・受給要件 20歳未満の子どものを2人以上扶養している者 ・給付内容 子どもの年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子ども2人の場合月額112.59ユーロ(2004年) <p>【乳幼児迎え入れ手当の基礎手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令、管理運営主体、財源 家族手当と同じ ・受給要件 2004年1月1日以降に生まれた3歳未満の子どもがいる、親(所得や子どもの数に応じて制限がある) ・給付内容 月額161.66ユーロ ・給付期間 子どもが満3歳になるまで <p>※上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。</p>	<p>※ドイツでは、児童手当か児童扶養控除を選択できる。</p> <p>また、2歳以下の子どもを持つ非就業、不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者も含む。)は育児手当を受給できる(就業経験のない者も受給可能)。</p> <p>【児童手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1996年租税法及び児童手当法 ・管理運営主体 連邦雇用機関、家族金庫 ・財源 連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源 ・受給要件 18歳未満(失業者は21歳未満、学生は27歳未満、障害者は無制限、ただし年収7,188ユーロを超えてはならない)の子どもを扶養している者 ・給付内容 第1子から第3子までは月154ユーロ、第4子以降は1人につき179ユーロ <p>【児童扶養控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1996年租税法 ・適用要件 児童手当と同じ。 ・控除内容 子ども1人につき年間5,808ユーロ(基本額3,648ユーロ、教育費用相当額2,160ユーロ)が所得から控除される。 <p>※他に社会保障上の優遇措置がある。</p>	<p>【家族手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 全国社会保障機関 ・受給要件 農家や自営業者で未成年の子どもがいる世帯 ・給付内容 子ども1人当たり月額10.21ユーロ(所得制限あり。3人家族の場合、年収19,555.12ユーロ以上で支給停止。) <p>【核家族手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1988年法律第153号 ・管理運営主体 全国社会保障機関が中心 ・財源 全国社会保障機関が中心 ・受給要件 未成年の子を3人以上持つ被用者に対して、家族構成と家族総所得に応じて支給 ・給付内容 例えば未成年の子3人の世帯で世帯所得が19,904.35ユーロ以下の場合、月110.58ユーロが年に13回。 <p>【コムーネによる出産手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 財務法(1998年法律第448号) ・管理運営主体 コムーネ ・財源 国民社会政策基金 ・受給要件 世帯所得が一定以下の1999年7月2日以降に出生した子を持つ母親 ・給付内容 毎月278.35ユーロ最大年1391.75ユーロ(2004年) ・給付期間 最大で5か月、1391.75ユーロにいたるまで。 <p>【全国社会保障機関が所掌する出産手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 2000年財務法(1999年法律第488号) ・管理運営主体 全国社会保障機関 ・財源 国の一般財源 ・受給要件 社会保険料納付期間等の要件を満たす2000年7月2日以降に出生した子を持つ母親 ・給付内容 一時金1671.76ユーロ(2004年)、類似手当受給者に関しては併給調整あり。 <p>【第2子に対する手当】(国による一時金支給制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 2003年デクレトレッジ第269号 ・管理運営主体 国 ・財源 国の一般財源 ・受給要件 2003年12月1日から2004年12月31日までの間に第2子以降の子を出産した母親 ・給付内容 1,000ユーロ 	<p>※オランダでは、児童手当か税制上の優遇措置を選択できる。</p> <p>【児童手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1989年一般児童手当法(AKW) ・管理運営主体 社会保険銀行(SVB) ・財源 国庫 ・受給要件 3か月単位で支給。所得及び国籍に関係なく18歳未満の子どもを持つ者 ・給付内容 子どもの年齢、数、同居の有無によって変わるが、0歳以上6歳未満176.62ユーロ、6歳以上12歳未満214.46ユーロ、12歳以上18歳未満252.31ユーロ <p>【児童控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件 18歳未満の子どもがいる世帯 ・控除内容 世帯最高所得者の年収等によって変わる。18歳未満の子どもが3人以上いて、最高所得者の年収が28,079ユーロ以下の世帯の場合、721ユーロが控除される。 <p>【補足児童控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件 18歳未満の子どもがいる世帯の中で最も所得のある者が65歳未満の場合 ・控除内容 児童控除に加え、354ユーロが控除される。 <p>【ひとり親控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件 18歳未満の子どもがおり、かつひとり親の場合 ・控除内容 児童控除に加え、354ユーロが控除される。 <p>【コンビネーションタックスクレジット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件 12歳未満の子どもを持ち、就労している親 ・控除内容 親1人当たり、225ユーロが控除される。 	<p>【児童手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 児童手当法 ・管理運営主体 国民保険事務所 ・財源 国民保険 ・受給要件 0～17歳の子どもを持つ親 ・給付内容 基本手当は子ども1人当たり月額972クローネ(2002年)。他に北部地域特別補助給付(同316クローネ)がある。1人親に対しては、基本手当が1人分追加。 <p>【家庭保育手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 国民保険法 ・管理運営主体 国民保険事務所 ・財源 国民保険及び一般財源 ・受給要件 1～2歳児を家庭等で保育する親 ・給付内容 保育施設に預けている時間数で決まる。全く預けていない場合は子ども1人当たり月3,657クローネ <p>※他に、税制上又は社会保障上の優遇措置等がある。</p>

2 子育てと仕事の両立支援

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
(1) 出産休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 労働法典 ・休暇期間 産前6週間+産後10週間(産後6週間を含めた8週間は義務。3人目以降又は双子以上の場合は特例あり。) ・取得要件 雇用され出産予定のある女性 ・休暇期間中は出産手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 母性保護法 ・休暇期間 産前6週間及び産後8週間の計14週間 ・取得要件 雇用され出産予定のある女性 ・休暇期間中は母性手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年法律第53号、2001年デクレトレッジェ第151号 ・休暇期間 産前2か月+産後3か月、又は産前1か月+産後4か月の計5か月。労働内容により産後7か月まで延長が可能。 ・取得要件 女性労働者 ・休暇期間中は出産手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 労働とケア法 ・休暇期間 16週間(産前6~4週間、産後10~12週間のうち) ・取得要件 女性労働者及び自営業者 ・休暇期間中は出産手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 労働環境法(休業の権利)、国民保険法(手当) ・休暇期間 女性労働者は産前12週間(うち3週間は義務付け)、産後6週間(義務付け)。男性労働者は2週間(無給)。 ・取得要件 男女労働者 ・休暇期間中は出産手当が支給される(女性のみ)。
出産休暇中に支給される手当	<ul style="list-style-type: none"> 【出産休暇手当】 ・管理運営主体 全国医療保険金庫 ・財源 医療保険(医療保険は企業及び個人の拠出金で運営されている) ・給付内容 税・社会保険料込み賃金の80% 	<ul style="list-style-type: none"> 【母性手当】 ・管理運営主体 疾病金庫、連邦保険庁 ・財源 労使の保険料及び国庫負担 ・給付内容 疾病金庫又は連邦保険庁から1日につき就労禁止期間の開始前3か月間の平均手取り日額が支払われる。疾病金庫からは1日13ユーロ、連邦保険庁からは総額210ユーロが上限。休暇期間中も平均賃金相当額が使用者から支払われ、母性手当を受給した場合にはその額が控除される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【出産手当】 ・管理運営主体 全国社会保障機関(INPS) ・財源 全国社会保障機関、一部国援助 ・給付内容 賃金の80%(事業主が支払い、全国社会保障機関に還付請求する)。 	<ul style="list-style-type: none"> 【賃金補償】 ・管理運営主体 労働者は失業保険制度(AWF)、自営業者は就労不能保険制度(WAZ) ・財源 失業保険及び就労不能保険 ・給付内容 日額163.33ユーロ(2002年7月)を上限として、賃金の100%を保障 	<ul style="list-style-type: none"> 【出産手当】 ・管理運営主体 児童・家族省 ・財源 国民保険 ・受給要件 休暇の直前10か月に6か月以上国民保険対象の就労を行っていた女性。自営業者を含む。 ・給付内容 休暇前賃金相当額の80%又は100%のいずれかを選択できる(80%の場合、有給の出産・育児休暇期間は52週間となり、100%の場合は42週間となる)。年収325,020クローネが上限。 ・給付期間 産前3週間、産後6週間。
育児休暇	<ul style="list-style-type: none"> 【養育休暇】 ・根拠法令 労働法典 ・休暇期間・取得方法 ①1~3年休職する、②パートタイム労働(週16~32時間)に移行する、③職業教育を受ける、のいずれかの方法又はその組み合わせである。 ・取得要件 1年以上同じ企業で働いている労働者 ・休暇中の手当 無給だが、要件を満たせば乳幼児迎え入れ手当の賃金補助が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【両親休暇】 ・根拠法令 育児手当法 ・休暇期間・取得方法 最長3年間。両親の一方だけが取得することも、双方が同時に取得することも可能。4回まで分割して取得することもできる。また、使用者の同意があれば、休暇期間中週30時間以内のパートタイム就業も可能である。 ・取得要件 労働関係が継続して6か月を超えている労働者 ・休暇中の手当 無給だが、要件を満たせば育児手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【両親休暇】 ・根拠法令 2001年デクレトレッジェ第151号 ・休暇期間・取得方法 子が8歳に至るまで、両親合計で10か月(母親は最大6か月、父親は最大7か月)。両親とも同時に又は別々に取得することができる。 ・取得要件 8歳未満の子どもを養育する労働者 ・休暇中の手当 賃金の30%まで支払われる。その分はまず事業主が労働者に支給し、事業主は全国社会保障機関に還付請求する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【育児休暇】 ・根拠法令 労働とケア法 ・休暇期間・取得方法 両親とも同時に又は別々に取得可。また、時間単位で取得するか、フルタイムで取得するかを選択可。時間単位で取得する場合は契約労働時間の50%を6か月間、フルタイムで取得する場合は最大13週間取得できる。労使の同意があれば、育児休暇を3回に分割して取得できる。 ・取得要件 1年以上同じ企業で働いており、8歳未満の子どもを養育する労働者 ・休暇中の手当 民間の労働者は労働協約に特別の定めのない限り無給である。公的部門の労働者は賃金の75%まで支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【育児休暇】 ・根拠法令 労働環境法(休業の権利)、国民保険法(手当) ・休暇期間・取得方法 育児休暇は最長で3年間取得できる。産後6週間の出産休暇明けから子どもが1歳になるまでの期間は、両親が分割して取得できる。残る2年については両親がそれぞれ最長1年ずつ育児休暇を取得できる(1人親の場合1人で2年間取得可能)。なお、国民保険からの手当が支給される期間(52又は42週間)のうち4週間については父親が取得(パパ・クォータ)しないとその分手当の支給期間が短縮される。 ・取得要件 男女労働者 ・休暇中の手当 国民保険より支給【パパ・クォータ制】 父親休暇の欄参照
育児休暇中に支給される手当	<ul style="list-style-type: none"> 【乳幼児迎え入れ手当の賃金補助】 ・管理運営主体 家族給付全国公庫 	<ul style="list-style-type: none"> 【育児手当】 ・管理運営主体 連邦家族・高齢者・女性・青少年省 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 全国社会保障機関 ・財源 全国社会保障機関 		<ul style="list-style-type: none"> 【育児休暇】 ・管理運営主体 児童・家族省 ・財源

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
	<p>(CNAF)</p> <ul style="list-style-type: none"> 財源 企業からの拠出金等 受給要件 3歳未満の子どもが1人以上いる家族 給付内容 労働時間等により異なる。完全休暇取得で基礎手当を受給していない場合、月501.59ユーロ。 給付期間 第1子が生まれた場合には最長6か月。子どもが2人以上いる場合は、対象となる子どもが満3歳になる前まで受給できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 財源 国の一般財源 受給要件 子どもを養育する非就業又は就業時間週30時間以下の者(両親休暇取得中の者も含む。)。両親休暇に伴う給付ではなく、就業経験のない者も支給することができる。 給付内容・期間 月額307ユーロを24か月又は月額460ユーロを12か月 	<ul style="list-style-type: none"> 受給要件 8歳未満の子を養育する両親 給付内容 賃金の30%が事業主から支払われる。事業主は全国社会保障機関に還付請求する。 給付期間 休暇期間に同じ。 		<ul style="list-style-type: none"> 国民保険 受給要件 休暇の直前10か月に6か月以上国民保険対象の就労を行っていたこと(父親の受給のためには父母ともに要件を満たすことが必要)。自営業者を含む。 給付内容・期間 80%か100%のいずれかを選択できる。80%を選択した場合、有給の出産・育児休暇期間は52週間となり、100%の場合は42週間となる。これらの期間は、母親と父親にそれぞれ限定された休暇期間(母親:産前3週間、産後6週間。父親:パパ・クオータの4週間)を含む期間である。
父親休暇	<p>【父親休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働法典 休暇期間 合計11日(双子以上の場合は18日間)。出産から4か月以内に取得しなければならない。 取得要件 労働者、職業教育受講者、失業手当受給者 	<p>両親休暇(育児休暇の欄参照)を取得できる。父親だけが取得できる休暇制度はない。</p>	<p>【父親休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年法律第53号、2001年デクレトレッジェ第151号 休暇期間 出産休暇と同じ。 取得要件 母親が死亡、重病、子の養育放棄をしたとき。父親が独占的に子の養育を行っているとき。 	<p>【父親休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働とケア法 取得要件 子を出産した女性の配偶者又は子を認知した人 休暇期間 2日間 	<p>【出産休暇】 出産休暇の欄参照</p> <p>【パパ・クオータ制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働環境法に規定はなく、国民保健法に休業中の給付について規定されている。 休暇期間 労働環境法で義務付けられている母親の産後6週間の休暇の後から子どもが1歳になるまでの間の最大4週間。 取得要件 父母が育児休暇給付の受給権を持ち、パパ・クオータ取得時に母親が50%以上の就業割合で仕事に復帰していること。
父親休暇中に支給される手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 全国家族給付金庫 財源 主に企業の拠出金 給付内容 税・社会保険料込み賃金の80% 		<ul style="list-style-type: none"> 給付内容 出産休暇と同じ。 給付期間 出産休暇と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 給付内容 使用者が賃金の100%を補償 	<p>【パパ・クオータ制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 児童・家族省 財源 国民保険 給付内容 出産前の母親の就業割合に応じた賃金相当額。パパ・クオータ制を利用しない場合、出産・育児休暇手当の支給期間(合計52週間又は42週間)がその分短縮される。 給付期間 4週間
看護休暇	<p>【子どもに付き添うための休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働法典 休暇期間・取得方法 1回の休暇期間は最長4か月であり、2回更新できる。 取得要件 重病、重度の障害を持つか、事故に遭った20歳未満の子がいること 	<p>【看護休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 疾病保険法 休暇期間・取得方法 子どもが12歳未満一人につき年間10日まで。親一人につき、年間25日を超えてはならない。 取得要件 ①子どもの年齢が12歳未満であること、②看護のため欠勤が必要であることを医師が証明 	<p>【子の病気に係る休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 2001年デクレトレッジェ第151号 休暇期間・取得方法 子が3歳までは病気の日数分全日、3～8歳の期間については、年間5日まで。 取得要件 病気の子を看護する労働者 休暇中の手当 	<p>【短期看護休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働とケア法 休暇期間 年間最高10日間 取得要件 在宅の病気の子どもや配偶者又は親の介護のため。 休暇中の手当 使用者から賃金の70%が支払われる。 	<p>【看護休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働環境法(休業の権利)、国民保険法(手当) 休暇期間 労働者1人につき、年10日間。子どもが2人の場合は同15日間(1人親は同20日間と30日間)。 受給要件 病気の子どもを看護する労働者

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇中の手当 子どもに付き添うための手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すること、③他の家族が看護できないこと ・休暇中の手当 傷病手当金が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無給。国からの給付はない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・休暇中の手当 国民保険から賃金相当額が支払われる。
看護休暇中に支給される手当	<ul style="list-style-type: none"> ・【子どもに付き添うための手当】 ・管理運営主体 家族給付全国公庫(CNAF) ・財源 企業からの拠出金等 ・給付内容 仕事を休む場合、月額823.31ユーロ（一人親は増額、パートで働く場合は減額される） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【傷病手当金】 ・管理運営主体 疾病金庫 ・財源 疾病保険 ・給付内容 賃金日額の70% 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者から賃金の70%が支払われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 児童・家族省 ・財源 国民保険 ・給付内容 賃金相当額。年収325,050クローネを超える部分はカバーされない。

3 保育サービス

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・【集団託児所】 ・設置運営主体 市町村、民間、非営利団体 ・財源 市町村に対しては、家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は市町村からの補助金を受給できる。 ・料金 パリ市の運営する保育所では1人1か月30～570ユーロ（親の所得に応じて変わる）。パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。 ・利用者 0～3歳児。市町村立の保育所の場合、当該自治体の住民でなければ利用できない。 ・利用状況 1999年の設置数は4,300か所、受入人数は13万8,400人である。1997年に行われた調査（雇用・連帯省DREES）では、3歳未満の乳幼児の9.5%が託児所に預けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【保育所】 ・設置運営主体 地方自治体、教会、福祉団体等 ・財源 設置費用は、州が50%、自治体が25%、設置主体が25%を負担 ・料金 州毎に定められる。ノルトライン・ヴェストファーレン州の保育所の料金は0～312.91ユーロ。親の年収で決まる。 ・利用者 0～3歳児 ・利用状況 ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合、対象年齢層に占める保育所利用者の割合は2.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・【保育所】 ・設置運営主体 公立：コムーネ（地方自治体） 私立：教会等 ・財源・料金 公立の場合 コムーネ（国が州を経由して財政支援） ・利用者 3か月～3歳未満の乳幼児 ・利用状況 1992年時点で公立保育所の定数約10万人、私立保育所約5,000人。入所待ちが多いといわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【保育所】 ・設置運営主体 非営利団体等 ・財源・料金 非営利の保育所に対しては、国からの補助金が市町村を通じて拠出される。民間の保育所の場合、市町村から補助金を受けているところもあるが、ほとんどの費用は親の支払う料金によって賄われる。0～4歳児に係る平均保育費用は時間当たり5ユーロ。 ・利用者 0～4歳 ・利用状況 保育施設を利用している乳幼児の割合は、22.5%（2001年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【保育所】 ・設置運営主体 地方自治体と民間が半々 ・財源・料金 公共、民間ともに国、地方自治体がほとんどを負担している。親の負担は少額 ・利用者 0～5歳児 ・利用状況 1～5歳児の約66%が利用。（2002年）